

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月にA所在のB会社を退職するまで、昭和〇年〇月から少なくとも〇年〇か月の間、トンネル掘削工事等の粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、昭和〇年〇月〇日付けで、労働基準局長（現：労働局長）から「じん肺管理区分管理3ロ PR3 合併症 続発性気管支炎 要療養」との決定を受け、C病院において療養を続けていたが、平成〇年〇月〇日、入院先の同病院において死亡した。死亡診断書には、「直接死因：じん肺、死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡はじん肺が原因であるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者のじん肺と死亡との間に何らかの関係があると主張するので、当審査会は、被災者のじん肺及びじん肺合併症の状態並びにその死亡原因について検討を尽くす必要があるものと判断し、D医師に鑑定意見を依頼したところ、D医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書を提出し、要旨、次のとおり意見を述べている。

ア 平成〇年から平成〇年までの胸部X線画像及びC T画像をみると、被災者のじん肺所見は徐々に進行し、粒状影主体のものに大陰影が加わってきているが、片肺面積の3分の1を超えておらず、第4型（B－PR3）と考えられる。

イ 被災者の呼吸機能については、平成〇年から低下しており、特に%肺活量が平成〇年以降すべての施行年で60%を下回り、かつ、右肩下がりに低下している。

ウ 被災者のじん肺管理区分は、X線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下）で、じん肺による著しい肺機能障害が認められることから、「管理4」と判定される。

エ 被災者の死亡原因については、剖検が行われていないため、死亡直前の臨床的な所見から考察することになるが、感染症、特に、急性肺炎が強く疑われ、肺炎とそれに引き続く、敗血症性ショック、急性肺血栓塞栓症、急性呼吸不全などを死亡原因と考えるのが妥当である。

オ 肺炎は、じん肺による続発性気管支炎の延長上の出来事であると考えられる。

(2) D医師の意見は、被災者の症状、X線画像、検査結果等の経過を踏まえた妥

当なものと思料されるところ、当審査会においても、胸部X線画像及びC T画像を含む一件記録を改めて精査した結果、大陰影の拡大や肺機能障害の著しい悪化がみられ、死亡前には被災者のじん肺は重症化していたものと判断されることから、被災者のじん肺の程度は、「じん肺管理区分管理4」に相当する程度にまで進行していたものと判断する。

(3) 被災者の死亡原因についてみると、本件においては、誤嚥による窒息や脳梗塞等の脳血管障害あるいは急性心筋梗塞等の突然死であることを否定するものではないが、これらを裏付ける客観的な資料は見いだせない。被災者の死亡直近の病状経過等に照らすと、じん肺ないしその合併症である続発性気管支炎に肺炎を併発したところ、被災者には、じん肺による著しい肺機能障害があったため、その症状が悪化し、さらに、敗血症性ショックや急性肺血栓塞栓症、急性呼吸不全などを惹起した結果、死亡するに至ったものとみるのが相当であると判断する。

(4) 以上からすると、被災者の死亡は、じん肺ないしその合併症である続発性気管支炎が相対的に有力な原因であったといえるものであり、業務上の事由によるものであると認めることが相当である。

3 結 論

以上のとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認められるから、本件各処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。